3	36°59′37.6299″	140°19′18.4269″
4	36°59′37.6351″	140°19′18.8757″
5	36°59′37.8384″	140°19′19.5679″
6	36°59′38.0967″	140°19′20.1082″
7	36°59′38.0954″	140°19′20.6013″
8	36°59′37.8902″	140°19′20.5860″
9	36°59′37.3513″	140°19′18.9844″
10	36°59′37.2888″	140°19′17.9979″
11	36°59′37.3999″	140°19′17.5010″
12	36°59′37.6495″	140°19′17.1418″

○国土交通省告示第三百六十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

迫間川二

二　砂防法第二条の土地の表示

熊本県菊池市班蛇口の区域内の土地のうち、次の一点から十二点までを順次結んだ線及び一点と十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十九年建設省告示第千二百六十七号で指定した迫間川に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	33°04′07.1814″	130°51′42.7271″
2	33°04′08.2980″	130°51′42.9533″
3	33°04′09.2518″	130°51′42.8914″
4	33°04′09.7488″	130°51′43.2835″
5	33°04′10.8871″	130°51′43.3472″
6	33°04′11.5321″	130°51′42.9684″
7	33°04′11.8278″	130°51′43.1546″
8	33°04′10.7773″	130°51′43.8972″
9	33°04′09.4966″	130°51′43.7302″
10	33°04′09.1062″	130°51′43.3556″
11	33°04′08.3827″	130°51′43.3231″
12	33°04′07.7436″	130°51′43.7874″

○防衛省告示第六十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月十一日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年三月十七日及び同月十八日（予備、同月十九日から同月二十二日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒

(イ)　北緯三二度四七分一二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月十一日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年三月十九日（予備、同月二十日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)及び(ク)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下並びに(ウ)及び(ク)を結んだ線から北側で(イ)及び(ケ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下並びに(イ)及び(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間

(ア)　東経一四〇度三五分一二秒　北緯三四度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒

(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒

(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒

(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒

(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒

(キ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

(ク)　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒

(ケ)　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒

実施艦　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月十一日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年三月十九日（予備、同月二十日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三二度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第三十三号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十一日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百四号

(三)　沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員	延長	
八戸市根城四丁目一番二九から同市長苗代二丁目二六番一一まで	九・九五メートル	二・六一九キロメートル	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
			電柱

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所